

## 「三田市小規模事業者物価高騰対策助成金（第2次）」に関するQ&A

### 【制度概要】

#### Q1：どのような制度ですか？

A：この助成金は、昨今の原油価格の高騰や物価高騰等により、エネルギー価格や原材料等の仕入れにかかる経費が膨れ上がることにより、厳しい経営状況に直面している商工業者である小規模事業者及び個人事業者の事業継続を下支えし応援するものです。

### 【対象事業者について】

#### Q2：個人事業者は対象となりますか？

A：政治活動や宗教活動、農業者以外の全ての業種の個人事業者を含め対象となります。但し、業種ごとに小規模事業者の基準を満たす必要があります。  
農業者は農家物価高騰対策支援金（第2次）をご確認ください。

#### Q3：主たる事務所（本店等）が市外の場合はどうなりますか？

A：主たる事務所（本店等）が市外でも、市内に事務所（店舗）があれば対象となります。申請書の「1事業者について」の「市内事業所（店舗） 名称・住所」欄に、市内の事業所（店舗）の名称と住所を記入してください。市内に複数ある場合は、1ヶ所のみを記入してください。

#### Q4：パートやアルバイトは従業員数に含まれますか？

A：正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、常時雇用する従業員は従業員に含まれます。常時雇用する従業員とは、予め解雇の予告を必要とする人です。したがって、期間の定めなく雇用されている人や、雇用契約期間が定められている場合であっても、反復して更新されている者は従業員数に含まれます。  
なお、次の人は従業員に含めません。

- ① 日々雇い入れられる者 ただし、1 ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合は従業員に含まれます。
- ② 2 ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ただし、2 ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合は従業員に含まれます。
- ③ 季節的業務に 4 ヶ月以内の期間を定めて使用される場合 ただし、4 ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合は従業員に含まれます。

#### Q5：従業員に役員は含まれますか？

A：従業員に役員は含まれません。ただし、従業員としての地位を兼務（兼務役員などと呼ばれる）している場合は、従業員に含まれます。

#### Q6：個人事業者本人及び同居の親族は従業員に含まれますか？

A：従業員には含まれません。申請書の「1事業者について」の「従業員数」欄には「0」と記載してください。

**Q7：市内と市外に事業所（店舗）がある場合、従業員数はどうなりますか？**

A：市内や市外にかかわらず、1事業者（法人）の事業全体（複数の事業所含む）の従業員数となります。

**Q8：業種の分類はどのように判断すればいいですか？**

A：「製造業・建設業・運輸業その他の業種」、「商業（卸売業・小売業・飲食業）」、「サービス業（宿泊業・娯楽業、旅行業）」の分類については、総務省「日本標準産業分類」を参照してください。

複数の事業を営んでいる場合は、最も売上高が多い業種を記載してください。

**Q9：特定非営利活動法人は対象となりますか？**

A：政治団体及び宗教法人以外は対象となります。但し、業種ごとの小規模事業者の従業員数の基準を満たす必要があります。

**Q10：いわゆるフリーランスは対象になりますか？**

A：雇用契約によらず、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入がある方は対象になります。

その場合、三田市内での営業実態のわかる書類として、収入を「営業等」で確定申告されている方は、確定申告書第一表の写しを、「雑 その他」または「給与」で申告されている方は、確定申告書第一表の写しに加えて、業務委託契約書、または支払調書（「区分」が報酬等、業務委託契約に基づくことが分かるもの）の写しを提出してください。

**【助成金について】**

**Q11：複数の事業所（店舗）がある場合はどうなりますか？**

A：複数の事業所（店舗）の経営であっても、1事業者として合計従業員数に応じて、5人以下は20,000円、6人以上10人以下は30,000円、11人以上20人以下は50,000円となります。

**Q12：助成金の支払いは振込みですか、現金ですか？**

A：振込みとなります。審査終了後、申請者名義の指定口座に振り込みます。

**【書類の提出について】**

**Q13：申請書に押印は必要ですか？**

A：押印は不要です。但し、申請者の代表者名は必ず自署でお願いします。

なお、社名や代表者のゴム印に押印（会社は実印、個人は実印または認印）していただいても受付できます。

**Q14：申請書の記入で注意すべき点は？**

A：①ボールペン、万年筆等で記入してください。鉛筆、消えるボールペンは使用しないでください。

② ホームページからダウンロードし、パソコンで入力する場合は、代表者名は必ず自署または押印してください。

③ 訂正は、訂正箇所を二重線で抹消し、近辺余白に代表者がフルネームで署名するか、代表者名を記名押印した場合は、二重線上に押印してください。

**修正液は使用しないでください。**

④ もれなく記載してください。「従業員数」「開業年月日」欄は、従来もれが多いので、ご注意ください。

**代表者のみで従業員がいない場合は、「従業員数」は「0」と記載**してください。

⑤ 「2助成金の振込先について」の**口座名義人のカナ欄は、通帳の見開きのカナ名義通りに記載**してください。(スペースの有無、法人格の記載、小文字は使用しない等)

⑥ 誓約書(申請書兼請求書の2ページ目)を熟読いただき、了承の上、申請書に添付してください。

**Q15 : 申し込みは窓口でもできますか？**

A : 原則郵送またはインターネットによる提出にご協力をお願いします。

**Q16 : 三田市内での営業実態のわかる書類は、何を提出すればいいですか？**

A : 事業所の所在地や事業内容を確認するため、法人は登記事項証明書の写し(6ヶ月以内の日付のもの)又は直近の確定申告書・別表一の写し、個人事業者は、前年の確定申告書・第一表の写し、開業届の写し、営業許可証(有効期限内、申請者名義のもの)の写しのいずれかを提出してください。

本店所在地(納税地)または住所が三田市外、確定申告をしていない等、これらの書類では、三田市内で営業活動を行っていることが分からない場合は、会社概要や事業のパンフレット、ホームページの写し、賃貸借契約書の写し、請求書の写し等、三田市内で営業していることが分かる書類も合わせて提出してください。

**Q17 : 法人代表者の個人名義を口座指定できますか？**

A : 振込口座の名義人は、申請者(法人代表者又は個人事業者)と同じ名義人にしてください。法人の場合は、法人名義の口座であることが必要ですので、法人代表者の個人名義の口座指定はできません。

**Q18 : 提出した申請書類は、返却してもらえますか？**

A : 一度提出した書類は、原則、返却しませんので、必要があれば申請書等の写しを保管してください。

**Q19 : インターネットバンキングの場合、振込口座の確認書類はどうなりますか？**

A : 通帳不発行(インターネットバンキング等)の場合は、金融機関ホームページのログイン後の画面を印刷したもので、口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号を確認できるものを提出してください。

**Q20 : 当座預金のため、通帳がありません。振込口座の確認書類は何を提出すればよいですか？**

A : 当座勘定入金帳、当座勘定照合表、残高証明書等、金融機関が発行するもので、口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金口座、口座番号を確認できるものを提出してください。

**Q21 : ゆうちょ銀行は、記号・番号を記入すればよいですか？**

A : ゆうちょ銀行の場合は、通帳表紙見開き下部の「この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される場合は次の内容をご指定ください」欄の【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】を記入してください。